

# 令和7年度 山形県こどもの居場所運営支援事業 ～こども食堂の運営を応援します～

## ◆募集期間

令和7年7月14日（月）～8月8日（金）

## ◆補助対象事業

令和7年4月1日～令和8年1月31日までに民間団体等（法人格は問わない。個人を除く。）が山形県内で実施する次の事業で、事業の要件をすべて満たすもの。



### 【事業の要件】

- (1) こどもやその家族に、無料又は低額で安心・安全な食事や食材等を提供すること。
- (2) 宿題等の自主学習等学びの支援や、地域住民こども同士の交流・遊び体験等こどもの居場所づくり活動を行うこと。
- (3) 地域の実情に応じ、広く参加者を募集すること。
- (4) 令和7年4月1日から令和8年1月31日までの期間に8回以上計画すること。
- (5) 令和7年4月1日以降に山形県こどもの居場所づくりサポートセンターの相談支援等を受けて、令和8年1月31日までに(1)、(2)及び(3)に掲げる全てを満たす事業を立ち上げた事業者にとっては、立ち上げ日から起算して1年の間に8回以上計画すること。

## ◆補助対象経費

食材購入費、消耗品費、会場使用料、保険加入料、広報費 等



## ◆補助金額

補助対象経費となる支出額から寄付金その他収入額を控除した額又は開催回数に1万2千円を乗じた額のいずれか低い額（上限21万6千円）

## ◆必要書類

- (1) 交付申請書（規則別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1号）
- (3) 所要額調書（様式第2号、様式第2号-1）
- (4) 振込先口座の通帳の写し



⇒ 県HPは  
こちら

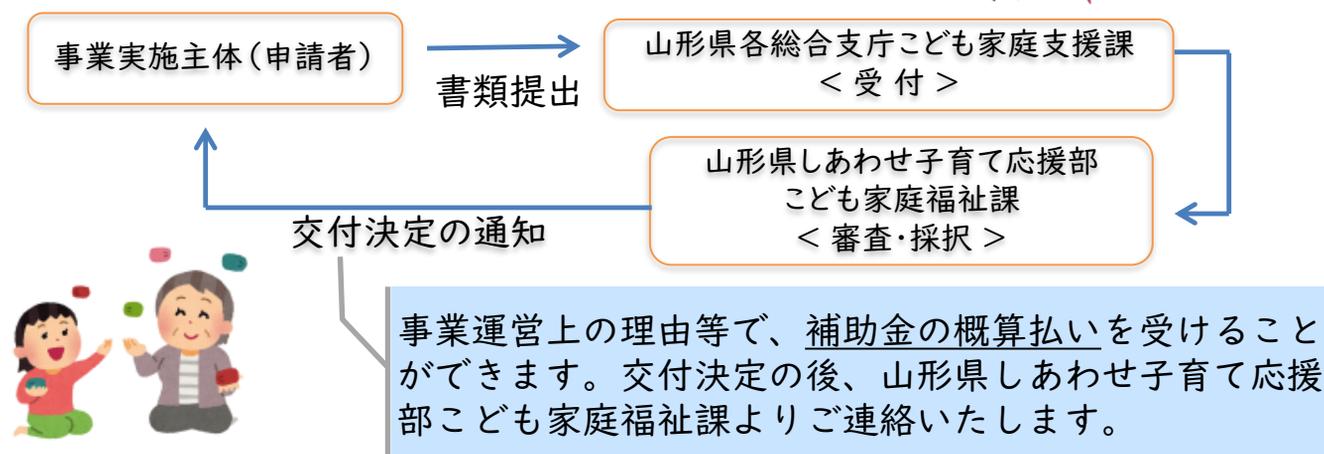


※山形県ホームページに交付要綱・様式・記載例・Q&A・証拠書類の提出方法を掲載しています。ご確認ください。

ホーム > 健康・福祉・子育て > 子育て・結婚支援 > 子育て支援 > こどもの居場所づくりについて

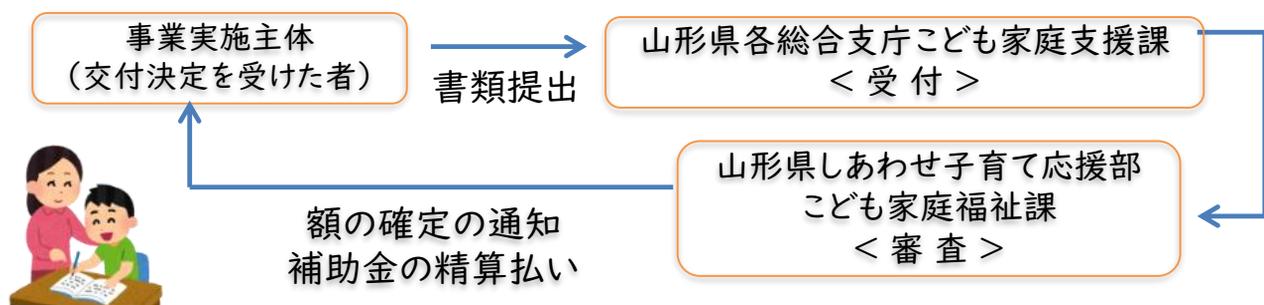
## ◆手続きの流れ

### ○補助金の申請



### ○実績報告

(補助事業完了後30日を経過する日又は令和8年2月6日(金)のいずれか早い日)



### 書類提出先

### 所在地

### 電話番号

村山総合支庁 子ども家庭支援課	山形市十日町一丁目6-6(村山保健所内)	023-621-8178
最上総合支庁 子ども家庭支援課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1245
置賜総合支庁 子ども家庭支援課	米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6027
庄内総合支庁 子ども家庭支援課	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-2104

★こどもの居場所づくりに取り組みたい方はハンドブックをご覧ください★

🔍山形県こどもの居場所づくりハンドブック

★山形県 子ども食堂 動画 (認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・おすびえ作成) はこちら★

🔍山形県 子ども食堂 動画